

## 安城市農業委員会議事録（定例会）

日 時	令和3年12月22日（水） 開会 午後2時30分 閉会 午後3時00分
会 場	安城市役所本庁舎3階 第10会議室
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 14名 法第18条による委員数 28名
出席委員数	法第8条による委員数 14名 法第18条による委員数 27名
欠席委員	日下賢治推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	岩瀬事務局長、近藤事務局課長、杉浦係長、松井主査、市川主査 細井主査、曾我主事
議事録署名者	4 横山 淳子 委員 6 神谷 誠 委員

## 会議の記録

午後2時30分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の2名を指名

議事録署名者は 4 横山 淳子 委員 6 神谷 誠 委員

また、欠席者は 9 日下 賢治 推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

### □ 日程第1 第50号議案 農地法第3条の規定による申請について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第1第50号議案、農地法第3条の規定による申請についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号40～46、設定3～6の計11件です。申請内容は、売買が7件、賃借権の設定が3件、使用貸借による権利の設定が1件です。

譲受人の理由は、農業経営規模の拡大を図るためが7件、農耕に精進するためが4件です。譲渡人の理由は、相手方の要望によるためが7件、高齢により耕作が困難なためが1件、労力不足のためが2件、経営移譲やり直しのためが1件です。

下限面積要件、耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しておりまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

申請面積につきましては、田32,647㎡、畑4,305㎡、合計36,952㎡です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

### □ 日程第2 第51号議案 農地法第4条の規定による申請について及び日程第3 第52号議案 農地法第5条の規定による申請について

上記の議題について市川主査から次のとおり説明があった。

それでは、日程第2第51号議案 農地法第4条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号6のコインランドリーが1件、田499㎡です。

続きまして、日程第3第52号議案 農地法第5条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号128から133の6件です。転用行為別に見ますと、分家住宅が3件、社会福祉施設が1件、薬局及び駐車場が1件、駐車場兼資材置場が1件です。面積につきましては、田1,357㎡、畑1,641㎡、合計2,998㎡です。

このうち受付番号131につきまして、別冊の資料でご説明します。右肩に【日程第3第52号議案資料】とある資料をご覧ください。申請日は令和3年12月6日、同日農業委員会受付となっております。本案件は、受人が、渡人の所有する畑を転用し、デイサービスやサービス付き高齢者向け住宅の機能を持つ社会福祉施設を建設するものです。受人はすでに安城市内2カ所で同様の施設を運営しておりますが、いずれの施設も受け入れ定員に達しており、新規の利用希望者に対応するために本申請をするに至ったとのことです。

申請人、申請地、農地区分及び許可基準については、資料に記載のとおりです。本件では登記地目及び現況が山林である土地467㎡を一体利用します。

事業期間につきましては、令和4年2月1日から着工し、令和5年5月31日に完成する計画となっております。

申請地の位置は資料2ページ、隣接する土地の地目は資料3ページをご覧ください。

土地利用計画については、次にご説明しますが、3ページのうち、地番として205-1と208-1の表記がある土地に建物、208-2の土地に駐車場が設置される計画です。

4ページをご覧ください。設置する施設は木造2階建てで、デイサービス利用者18名、サービス付き高齢者向け住宅入居者20名を定員としており、従業員や調理業者13人で対応する予定となっております。駐車場はデイサービス利用者の送迎や従業員用として17台設置予定です。

排水計画については、汚水・雑排水は合併処理浄化槽にて処理し、敷地内最終マスで雨水と合流し、敷地東側で既設水路に放流します。敷地に隣接する農地はありませんが、出入り口を除く敷地外周はコンクリートブロック及びフェンスを設置し、土砂等の流出を防ぐ予定です。

許可後は、前述のとおり遅滞なく申請農地をその用途に供する予定です。

また、申請者は資金計画についても支障なく、転用行為を行うために必要な資力があると判断しています。

説明案件を含む7件いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上支障がないことを確認しております。

申請面積1,000㎡以上の案件については先ほどご説明したもののみです。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、12月15日に、杉浦和彦委員と神谷誠委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第53号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第4第53号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号30及び31の2件です。内容審査及び現地調査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。面積については、田3,961㎡です。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 報告第12号 専決処分について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第5報告第12号 専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号101から105の5件です。転用行為別にみますと、住宅の建築が2件、分譲宅地用地が1件、敷地の拡張が1件、共同住宅の建築が1件です。面積は、田 2,333.61㎡、畑88㎡の合計2,421.61

m<sup>2</sup>となっております。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号405から420の16件です。解約事由別にみますと、収用のための1件、他者に賃貸しするための5件、利用権を設定するための2件、売却するための7件、転用するための1件です。面積は、田23,894.90m<sup>2</sup>、畑3,534m<sup>2</sup>の合計27,428.90m<sup>2</sup>となっております。

最後に、農地改良届についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号5、6の2件です。改良の種別としましては、田畑転換2件です。面積は、田897m<sup>2</sup>となっております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について次のとおり説明があった。

#### 1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について（資料1）

上記の議題について柴立主事から次のとおり説明があった。

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の改正について説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

まず、この基本構想がどういうものかについて、説明をさせていただきますので、資料の1ページをご覧ください。

農業の経営基盤を強化するため、農業経営基盤強化促進法という法律がありますが、この法律に基づき、都道府県が農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を定めることになっています。今回、改正する基本構想とは、この県が定める基本方針に即して、市町村が定めることができるものです。

これらの農業の経営基盤を強化するための目標や指標を明らかにした基本構想を定めることにより、市は認定農業者制度や利用権設定といった施策を施行することができるようになっています。

次に、今回の改正の経緯について説明させていただきます。愛知県が「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を令和3年4月1日に変更したため、これを指針としている本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」を改正する必要があるというものです。

次に、改正の考え方ですが、政令で、県の基本方針は「おおむね5年ごとにその後の10年間につき定めるもの」とされ、市の基本構想は、県の「基本方針の

期間につき定めるもの」とされています。

今回改正では、県の基本方針の変更の考え方と同様に、必要な事項の改正を行い、2030年度を目標として定めます。

次に、基本構想の主な改正内容についてご説明します。主な改正点は3つです。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標年間農業所得、年間労働時間に関する記載方法の修正、(2) 新規就農者の確保目標数の修正、(3) 農地利用集積円滑化事業の記載の削除です。

(1)の「効率的かつ安定的な農業経営の目標年間農業所得、年間労働時間に関する記載方法の修正」については、別紙をご覧ください。

表の年間農業所得の部分ですが、これは、愛知県が他県の記載方法に倣い、主たる従事者1人当たりの目標農業所得を追記し、基幹経営体の内訳であることを明確化したことに合わせて修正するものです。目標設定の考え方も記載しております。

(2)の「新規就農者の確保目標数の修正」については、県の基本方針において、新規就農者の確保目標数が食と緑の基本計画2025の目標数値に合わせて210人から200人に修正されたことに伴い、安城市の目標も8人から7人に修正するものです。

(3)の「農地利用集積円滑化事業についての記載を削除」については、農地利用集積円滑化事業が農業経営基盤強化促進法の改正により農地中間管理事業と統合一体化されたため、記載を削除するものです。

以上が主な改正内容になります。細かい改正点の説明は、省略させていただきます。

最後に今後の予定ですが、愛知県知事に協議し、同意が得られましたら、法第6条第6項の規定により公告をさせていただきます。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

## 2 農地利用最適化推進委員意見書等の見直しについて（資料2）

上記の議題について杉浦係長から次のとおり説明があった。

これは、推進委員の皆さんはご存じのことと思いますが、農地法の許可等の申請の際には、担当地区の推進委員の意見書を添付することとしております。今回は、その様式の見直しをしたいと考えておりますので、提案いたします。

3 ページ、資料 2 をご覧ください。

まず、意見書の目的から説明させていただきます。意見書を求める目的としては、申請者(代理人を含む)が、農地法等に係る諸手続きを進めるにあたり、事前に、対象農地の区域を担当する農地利用最適化推進委員の方、案件によりましては町内会長の方も含みますが、こちらの方々に周辺農地への影響、周辺農家への影響及び地域との調和等を説明し、又は推進委員等が聞き取ることで、地域との合意形成を図るものでございます。

今回見直しを提案させていただく主たる理由としましては、押印の見直しです。安城市の多くの業務におきましても、押印省略を進めておりますので、こちらの意見書におきましても同様の取扱いといたしたく提案しております。押印の省略につきましては、委員の方が自署した場合に限り、印鑑を不要とするものでございます。次に、土地の所在等の記載欄を設けるものでございます。意見を付すにあたりまして、意見を付す土地を明確にするようにいたします。ほかに「同意」という表現の見直しです。この意見書は、目的として、推進委員等の意見を求めるものでありますので、「同意」という表現を削除したいと考えております。その他、様式として不要な項目を削除していきたいと考えております。

次に、(3) 対象とする手続き、2. 様式の見直しですが、様式は資料 2-1 から資料 2-5 までを見直ししたいと考えています。様式については、後ほどご覧いただきます。

これらの意見書の見直しでございますが、施行日は、令和 4 年 4 月 1 日としていきたいと思っております。ただし、しばらくは旧様式での申請も認めていきたいと考えております。

その他、周知方法ですが、町内会長には町内会長の会議にて、推進委員におかれましては、本日、ご承認をいただけましたら、本日の定例会にて周知したものとしたいと考えております。

それでは、4 ページ、5 ページの資料 2-1 をご覧ください。

農地法第 3 条許可に係る意見書です。左が現行、右が見直し案です。見直し箇所には下線を引いております。この意見書の主な見直し箇所は、右の見直し案で説明しますと、申請者欄の次に、土地の所在等の欄を設けます。また、右下の委員の記名欄に、「自署の場合は、押印不要です。」を加えております。

続きまして、6 ページ、7 ページの資料 2-2 をご覧ください。農用地利用計画変更(除外)申出に係る意見書です。

主な見直し箇所は、中段の町内会長、下段の推進委員の署名する欄において、「同意します。」という表記や「条件・理由」といった表記を削り、意見欄を設けたいと考えております。また、町内会長や推進委員の方々の意見につきましては、どのような視点の意見を述べるべきか分かりづらいため、様式の下部に「周

辺農地、農作業、周辺農地の生活環境等に支障が生じるおそれ場合に、意見を付してください。」と表記したいと考えております。

次に、8ページ、9ページの資料2-3をご覧ください。農地法第4条、5条許可に係る意見書です。

主な見直し箇所は、他の意見書と同様、横書きを縦書きにいたします。また、意見書の欄の不要な項目や、事務局処理欄を削ります。

最後に、10ページから13ページの資料2-4、2-5についてです。これらは、相続税、贈与税の納税猶予に関する適格者証明書に係る意見書です。現行の下側、内容審査の欄を削るなどの見直しをしております。

この件についての説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項について次のとおり説明があった。

## 1 認定農業者の認定について（資料3）

上記の議題について柴立主事から次のとおり説明があった。

14ページの資料3をご覧ください。

令和4年1月1日の認定農業者の数は令和3年1月1日の145人から一人増、二人減の144人となります。

1の新規認定は、●●の複合経営となりまして、3の不更新は●●の複合経営の方と、●●の水田と肉牛の方になります。

不更新の方については、それぞれが高齢のためであることと、経営規模縮小のためと伺っております。

報告は以上となります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

## 2 粘土採掘場の現地調査結果について（資料4）

上記の議題について市川主査から次のとおり説明があった。

事務局の市川です。2番の粘土採掘場の現地調査結果について報告いたします。定例会資料の15、16ページの資料4及び別に配布しましたカラーの写真



付き資料をご覧ください。

調査は11月17日水曜日、午後1時30分から午後3時30分までで実施いたしました。

調査対象は市内全域で15箇所、総面積は110,903.5㎡です。

農地利用最適化推進委員3名と愛知県西三河農林水産事務所職員1名、事務局職員3名の合計7名が3班に分かれて現地に出向き、危険防止対策等の有無、道水路の保全状況等の確認などを、現地で待機していただいていた各施工業者から聞き取りを行いながら調査いたしました。

すべての現場が施工中でありまして、指導内容としましては、道路への鉄板敷きの不備、雨水排水対策の不備、埋め戻しに関する管理の不備等の11件となっております。これらの内容は、各施工業者に対し、12月20日付け文書にて指導し、是正を求めています。

なお、調査結果は本来この現地調査への出席を要請する予定であった愛知県西三河県民事務所廃棄物対策課、安城警察署生活安全課、明治用水土地改良区財務課、安城市役所環境都市推進課、維持管理課にも送付をします。

以上で2番についてのご報告を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

3以降の連絡報告事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

3 不耕作地・違反転用農地の指導結果についてでございます。まず、農業委員及び推進委員の皆様におかれましては、長期間にわたる調査及び指導にご協力をいただき、大変ありがとうございました。本日は、その結果についてご説明をさせていただきます。では、17ページ、資料5をご覧ください。

まず、(1)の不耕作地につきましては、今年度は対象となる105筆、78,785㎡の所有者に指導文書を送付いたしました。このうち、指導により改善された面積は43,254㎡ございましたので、解消率は54%ございました。一方、未改善の農地は35,531㎡ですので、市内の総農地面積の3,655haに対する未改善農地の割合は0.09%という結果となりました。

昨年度である令和2年度との比較でございますが、指導前の指導対象となる不耕作地の面積が増えたため、指導後の未改善の不耕作地の面積が増える結果となりました。しかしながら、昨年より多くの不耕作地が委員の皆様のご指導等により解消できていると考えております。

次に、22ページをご覧ください。真ん中あたりの、「今年度」と書かれた集計欄でございますが、この表では、面積に加えて、筆数の昨年度との比較をして

おります。このうち未改善地の筆数につきましては、昨年度の31筆に比べまして、今年度は38筆と増加しております。その未改善地の38筆ですが、その下の表に内訳を記載しております。下の表の右側ですが、田が16筆、畑が22筆であり、田と畑で大きな差異はないものと思われます。田については、利用権設定の周知を図り、畑については、引き続き、畑・樹園地お見合いシステムの活用を促すなどの対応をして積極的に不耕作地の改善を図ってまいりたいと考えます。

なお、今の時点で改善、又はその見込みが確認できなかった農地、すなわち、18ページから22ページまでのリストの網掛けしているところがございますけど、こちらにつきましては、1月に再度事務局で確認したうえで、状況が変わっていなければ再度指導文書を送付したいと考えております。その中でこの表の右側「指導文」という欄がございます。指導文の欄に丸印の所が改善されていなければ送ることを想定していますけども、その中で未改善が網掛けになっておりますが「×」という所もございます。こちらにつきましては、地域の推進委員さんとの調整もありまして、不耕作の改善に関する意向を示していただいているということも聞いておりますので、改めての通知はしないという考えでおります。

以上が不耕作地の報告でございますが、本日の報告をもって今年度の農地パトロールの強化期間はいったん終了させていただきたいと考えております。農業委員会にとってこうした活動は、当該期間の内外を問わずいつでも行うべき業務でもあります。したがって、なお改善がなされない現場につきましては、今後も引き続き監視と指導を続けてまいりますので、委員の皆様におかれましてもご協力をお願いいたします。

では、再び17ページに戻っていただきまして、(2)の違反転用農地についてご報告いたします。今年度は94筆、70,573㎡が違反転用農地でございました。違反転用率にして0.19%でしたので、解消面積は少ないものの、一昨年、昨年と比べますと減少しているのではないかと考えております。

違反転用農地につきましては、この農地パトロールの期間内だけではなかなか解消に結び付かない状況にあります。したがって、こうしたものに対し、地道に指導を続けることはもちろんですが、事務局といたしましては、ここ数年のように、できるだけ新たな違反転用を増やさないようにするということにも注意してまいりたいと考えております。

以上が指導結果に対する報告でございます。

今年度の農地パトロール等の活動に対する手当てにつきましては、遅くなりますが、1月にお支払いをさせていただくことを予定しておりますので、また連絡させていただきたいと思っております。

この件についての説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

5 次回予定ですが、1月24日(月)に運営委員会と定例会を第10会議室で予定しておりますのでご出席をお願いします。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後3時00分、議長は閉会を宣する。